

淀川水系 流域委員会 利水部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No.1-2

合併号 2003年5月発行

平成15年3月8日(土)第1回利水部会、
平成15年3月27日(木)第2回利水部会、
が開かれました。

CONTENTS

- 第1回利水部会の内容……………1
- 第2回利水部会の内容……………4
- 第2回利水部会の資料より 抜粋……………9
- これまで開催された会議等について……………11
- 利水部会委員リスト……………12
- 配付資料リスト……………13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法
ご意見受付……………14



第1回利水部会の内容

部会長からのあいさつ、委員の紹介が行われた後、部会長代理の選出が行われました。その後、今後の検討事項およびスケジュールに関して説明が行われ、主に議論の進め方に関して意見交換が行われました。



第1回利水部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月8日(土) 13:30~15:30

場所：京都市サーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員11名、他部会委員3名、河川管理者18名、一般傍聴者76名

1 決定事項

- ・利水部会の部会長代理として横村委員が決定した。
- ・各委員は、3/21までに提言および説明資料(第1稿)の利水部分をもとに、本日の資料3-3を参照のうえ、利水に関する論点および具体的な実現方法についての意見を提出する。
- ・河川管理者は、次回部会(3/27)までに、水需要に関する何らかのデータを用意する。
- ・利水部会を4月中に2回程度開催する。

2 審議の概要

部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われ、上記「1 決定事項」のとおり決定した。

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者より、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』(以下、説明資料(第1稿)) 質問の回答」、3-2-3「説明資料(第1稿) 委員からの質問と回答」を用いて、「説明資料(第1稿)」への委員からの利水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、進め方について委員による意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名より、「河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。また、委員会では湯水(特に平成6年の湯水)について議論すべき」との発言があった。

3 主な意見

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者より、資料3-2-1、資料3-2-3を用いて、「説明資料(第1稿)」への委員からの質問に対する回答について説明が行われ、その後、委員による意見交換が行われた。

主な意見

<議論の進め方について>

- ・議論の進め方として、河川管理者との質疑応答をする前に説明資料(第1稿)に関してそれぞれ委員が感じていることを話し合い、考えや認識を共有したほうがよいのではないか。特に水需要管理という言葉のイメージを委員間で統一する必要がある。

賛成する。提言の中には不十分と感じる部分もあるので、委員のもっている問題意識から意見をまとめていくことが大事だと思う。

利水については、委員間において、大枠では「水余り」という共通認識ができてきたと思うが、それを展開していくにあたっては、慣行水利権など難しい問題があるため、ここでもう少し議論を深めておいたほうがよいと思われる。河川管理者から提出される予定の水需要の精査が、今後どんな形で出てくるかにも関わってくる。

提言に掲載している利水の理念転換に賛同するのか、本当に実現できるのか、河川管理者からみた「提言」への意見を聞かせてもらいたい。実現できることとできないことの整理から始めた方がよい。

- ・水需要管理に至るまでには何段階かのレベルがある。第一は、今より一歩踏み込んで水需要の予測を見直すことと、次に平時からの利水者間の取水調整、さらにはベネフィット(便益)に応じた利用であり、本当に水需要管理を行うには、そこまでいかなければならない。そうになると、水需要管理を実現させるためには、協議だけではなくコスト/ベネフィットを考慮した経済的手法(料金政策など)を取り入れる必要がある。最終的な水需要管理へ到達するためのステップも含めて計画に盛り込まれた方がよい。

水需要管理というのは国土交通省だけでできることではないので、段階を踏んで考えていくべきだ。大事な論点としては、水需要精査・確認の方法や問題点の洗い出し、水需要に関する合意形成のシステムをどのように作るか、水の再利用や雨水利用など水需要を減らすための方策が挙げられる。

- ・これまで水の供給管理を主として行ってきた河川管理者が、これから水需要管理の立場でどのような業務を行っていいのか、行おうとしているのか、その部分から議論すべきではないか。

回答となっているかどうかかわからないが、提言の受け止め方としては、水需要管理を川との関連でとらえ、水需要そのものを減らすのではなく、川からの取水量を減らすことと捉

えている。提言の中には、供給量の変動が視野として入っていないこと、水需要の精査・確認の中で用途転用として工業用水も対象として考えられることなどを考えている。また、料金政策による需要の抑制等は、河川管理者に提言されても難しいのではないかと感じている。(河川管理者)

- ・水を供給している立場の人に、水を売るなど言っている点で、水需要管理は矛盾したことを要求している気がする。地域住民は、水をできるだけ節約したいという気持ちを十分に持っている。供給側の立場の方が認識を少し変えていただくと住民も節水に取り組みやすくなるのではないか。

我々は、「水を売るな」と言っている訳ではない。供給側の立場から需要管理を考えて欲しいと提言している。できることには限界があるが、どうしていけば需要管理が実現できるかというところから、我々は議論すべきである。

- ・提言は、大きな理念転換と考えられる施策を並べたもので、どこが、どのようにやるのかを考えていない。そのため、今後はどこがやるのかなど意見を具体化すべき。次の部会までに、皆で考えて部会を出し合ったらどうか。

利水の問題を解決するにあたっては、行政にも住民にもそれぞれの役割があり、行政にも自治体と国で役割がある。国土交通省だけではできないことも含めて議論を行い、どのようなところと連携する必要があるのか、どのような働きかけができるのか、話し合う必要がある。

- ・河川管理者は、水需要の予測データをできるだけ早く出してほしい。提言内容についてできないことや、その理由を教えてほしい。部会ではそれを参考に、誰がどうしたらよいか実現方法について議論をする必要がある。

<資料について>

- ・資料3-3には、委員会で一番問題となったダムに関する論点が抜けているのではないか。
- ・資料3-2-3と説明資料(第1稿)5.4利水(3)の農業用水の慣行水利権について、「法定化」と書かれているが、農業用水は既に法定化された権利なので、修正すべきではないか。誤解を招く恐れがある。

一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。また、委員会では湯水(特に平成6年の湯水)について議論すべきである。

以上



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回利水部会の内容

第2回利水部会では、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)の検討の論点について説明が行われ、その後、水需要管理の実現にむけての意見交換が行われました。



第2回利水部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月27日(木) 9:30~11:30

場所：国立京都国際会館 2階 RoomB-1

参加者数：委員9名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者53名

1 決定事項

- ・第3回利水部会を4月8日(火)10:00~13:00に、第4回利水部会を4月14日(月)13:30~16:30に開催する。

2 審議の概要

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長より、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』(以下、説明資料(第1稿))検討の論点について」について説明があり、「説明資料(第1稿)」の利水の部分に関して委員から既に提出されていた論点と合わせて、水需要管理の実現にむけて、幅広く意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

3 主な意見

河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

部会長からの説明

部会長から資料2-1の16,17ページをもとに水需要管理の具体化について、論点について説明が行われた。

○主な意見

<議論の進め方、利水部会の論点について>

- ・「水需要管理」の意味するものは、具体的に議論を進めることによって見えてくる。河川管理者からの説明資料(第1稿)についてポイントを決めて議論していけばよい。ポイントは、工事中・計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証、水資源開発基本計画(フルプラン)を委員会としてどう扱っていくかだと思ふ。
- ・提言の内容について議論するのではなく、河川管理者が出してきた河川整備計画原案が提言の内容に沿っているかどうかを検討すべきである。水需要管理の意味の捉え方については、委員間ではなく、委員と河川管理者で議論すべきだ。
- ・「ここまで書いてほしい。なぜ書けないのか」という議論を今後していくことが重要だと思う。その時に、データを全て挙げて議論するのは困難だと思う。一番重要なのは、部会としての判断、考え方を出すことではないか。
- ・需要管理のスタートとして、まず需要構造の把握から始めるべき。過去のデータをもとに需要と供給のバランスや水利権量と実際の需要量の関係を、慣行水利権を許可水利権に切り替えるための仕組みづくり、同じデータをもとに議論しても意見が分かれるダムの是非について委員会としてどう捉えるのか等を検討すべき。
- ・具体的なデータに基づいて議論すべき。水需要の実態や地域格差などが把握できる。また、開発された水資源が有効に機能しているか、実態との乖離を把握した上で水利権の見直すべきではないか。そうすれば環境流量についても何か言えるようになるのでは。

<水需要管理の捉え方について>

- ・提言では、「水需要管理」は、新しい理念であり、実現できるかどうかではなく、「やらねばならない」と提言したのである。琵琶湖・淀川流域において水利用のシステム全体を根本的に見直し、その上で、上水や下水の受益者負担なども含めて流域のシステム全体を新たに構築するという方向で議論していくべきである。

<水需要の抑制策>

- ・水需要管理を進めるには、水利権の枠内であっても水の使用に対する負担を利水者に求めるような仕組みが必要である。フランスでは流域の中で、水の使用や汚水の排出に対する負担を課して、対策を進めている。このような新たな枠組みにより、水需要管理は実現できるため、このようなことが現在の法律のもとで実現可能かを検討すべきである。
- ・料金体系を見直し、一定水量使用したら急に料金が高くなるような、水使用に抑制が働く制度を考えていくべき。
 - 淀川の水道は十分な水利権を持っているため、節水のための制度を水道業者に作らせるのは不可能である。やはり、河川管理者が、水の取水量に応じて費用を求める必要がある。そうすれば、節水方向に向かう料金制度の導入も可能となるだろう。その点で、水の需要管理において河川管理者が新しい扉を開く鍵を持っていると思う。
 - 工業用水に関しては、利水占有料というデータを都道府県がとっている。また、水道料金については、現在でも逓増料金制をとっている。(河川管理者)

- ・水道料金となると他省庁の管轄になるが、そこまで踏み込むのかどうか問題である。

<水需要管理の目標>

- ・水需要管理の目標について、提言を受けて考えた場合には「現在の状況よりはるかに下げるべき」である。
- ・淀川水系において、「今以上の水供給を増やせない」というスタンスでは甘すぎる。「現在の取水量はあまりに多すぎる」というくらいが、提言の立場からすると妥当ではないか。利水部会ではそこをはっきり決めて頂きたい。
- ・水需要管理の目標として、需要をどこまで抑制するのか議論する必要がある。「福岡並に減らすのか」「今以上増やさないのか」「これ以上新規のダムは造らない」等。そのような目標を委員会で決めるのか、説明資料にある水需要管理協議会で決めるのか、など決め方についても検討する必要がある。

<水需要の精査・確認>

- ・河川管理者にお尋ねしたい。水需要の精査・確認の進展状況はどうか。また、精査確認された際、これまで流域委員会に対してNPOなどが独自に調査された結果を出されているが、そのような意見に対して精査の結果を踏まえて反論をされるのか。

→答えになるかどうかかわからないが、水利用に関する我々の考え方の基本として、まずは、需要をなるべく押さえることであり、次に既存施設の有効利用がある。具体的な整備内容シートには、(1)水需要の精査・確認、(2)水利権の見直しと用途間転用を記載している。水需要を抑制することは、需要の精査・確認であり、平常時からの節水である。水需要の精査・確認には、川に関わる部分とそうでない部分の2つの意味がある。河川管理者としては、川に関わる部分、つまり川からの取水量を減らすという意味における一義的な水需要の精査・確認なら4月中をめどに提出できるものと考えている。既存の施設の有効利用とは、水需要に関わりなく川から取水した水を有効活用するという意味である。用途間転用については、まず工業用水の精査・確認を進める。ただ、工業用水についても水利権者との調整が必要である。

→水需要の精査・確認について、考えていたイメージとは異なる。以前、阪神水道企業団に水需要の予測の出し方について説明を受けたが、算出方法に不信を感じた。そのような利水者が行った需要予測を国土交通省が独自に精査・確認を行ってくるものと思っていた。

→その意味の精査・確認もありえるが、河川管理者としての権限を逸脱してしまう部分があり、行うには障壁がある。水利権を付与する段階では河川管理者として可能であるが、水道法に基づき議会の承認も得た水道計画に対して、流域委員会も含めて疑問を投げかけるなどの状況を醸成することは可能であるが、拒否する権限はない。ご指摘の点を全く行わない



というのではないが、障壁があり苦悩している。(河川管理者)

整備内容説明シートには、「水利権量と実水需要流量に乖離が生じている」とはっきり書かれている。精査・確認とは、その乖離を解明することだ。いまのような姿勢だと解明できないのではないか。欧州では、利水者や自治体、住民等の長い葛藤の結果、合理的なシステムとして定着したリバーオーソリティというシステムにより川や水の管理を行っているが、日本の河川管理者にもそうなってもらいたい。姿勢を見せてほしい。

水利権量と実水量に乖離が生じていることの、まさにその具体例として工業用水道の話を出した。まずはここをメインに取り組んでいきたい。(河川管理者)

河川管理者は淀川の水利権許可を下す許可権者なのであり、大きな権利を持っている以上、我々は透明性、説明性を求めたい。やりにくいのなら、はっきりそう言ってほしい。水利権審査については、委員会で議論されていることを踏まえて、しっかりやっていきたいと思っている。(河川管理者)

- ・問題は水需要の精査確認を行った結果、どういう風にするのかに関して、今でもやれることを整備計画に書くのか、書かないのか、また、このような問題はしばらく議論に時間がかかるが、自分たちはこういう風にやるのか、といった点について議論ができるようにしてほしい。
- ・今、淀川流域で求められているのは、これまでの人間だけの都合による水利用を反省することである。琵琶湖淀川水系全体としての人間も含めた持続的な利用の仕組みとはどうあるべきかを明らかにすることが、水需要の精査の内容ではないか。持続可能な環境流量の枠内で、どれだけ水が取れるか、その量と実需用がどれだけあっているか、等を考えることが重要である。

<環境流量について>

- ・環境流量についても、これだけ環境用水として必要だから、今使っている分からこれだけ減らす、という話ができるのでは。環境・利用部会から、この場所でこれだけ環境容量が不足しているといった点が上がってくれば議論ができるので、そういった連携も考えてはどうか。
- ・「環境用水がいくら不足している」など、委員の方でも、どのくらい取水量を減らすのか目標をしっかり議論しておかねばならない。

<その他>

- ・水需要管理について河川管理者は、できない問題についてもどういう方向で考えるかを必ず計画に記してほしい。
- ・河川管理者から、本日、具体的な整備内容シートを頂いているが、これをもとに検討するのはどうか。

<まとめ>

- ・本日の議論をまとめると、水需要管理のスタンスの問題として、河川からの取水量を減ら

すという捉え方と、河川に必要な水量として環境流量を考えるとということの2つがある。また、水需要の管理主体の問題もある。水需要の精査・確認については、水収支、水の使われ方、流れ方など、を把握する必要がある。河川管理者には、早くデータを提出していただきたい。(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名から、発言があった。

- ・現在、構想が進んでいる臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権が大阪府営水道へ転用されれば、大阪府が丹生ダム余野川ダムに参画する必要性がなくなる。また、阪神水道企業団についても、尼崎市営工業用水道が施設を閉鎖して余ることになった水利権を転用することで、丹生ダム、余野川ダムへ参画する意味がなくなることになる。

以上



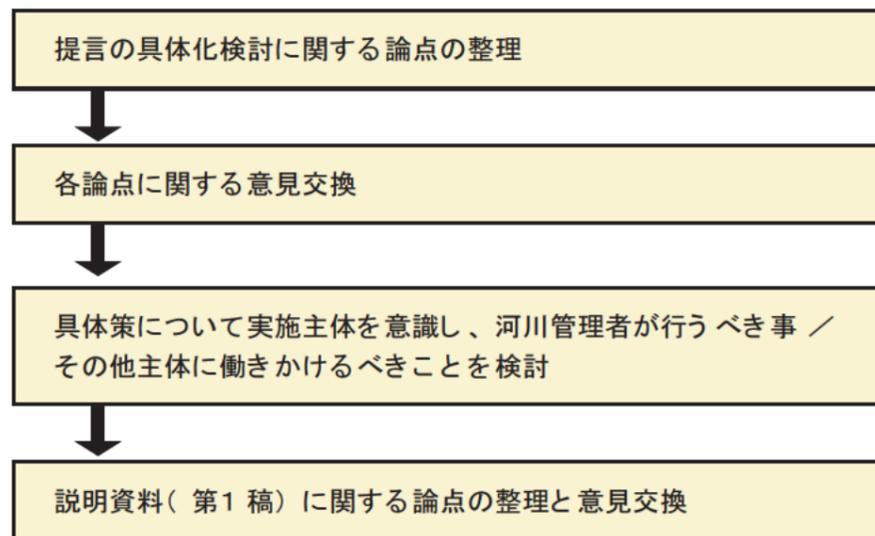
説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回利水部会の資料より抜粋

第2回利水部会では、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について」を用いて、利水部会の議論の進め方および論点に関して説明が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

●利水部会の議論の進め方および論点

(1) 議論の進め方、枠組み



(2) 水需要管理の具体化検討に関する論点

①水需要管理の目標は？

②水需要管理を進める大きな施策として提言に付け加えるべき施策はあるか？：確認 (提言内容)

- ・ 精度の高い水需要予測
- ・ 節水・再利用・雨水等の利用
- ・ 用途変更
- ・ 環境流量
- ・ 水需要管理協議会
- ・ 順応的な水需要管理

③各施策における具体的な内容は？

○精度の高い水需要予測

- ・ 具体的な方策
 - ・ 乖離の実態とその要因
 - ・ 予測のあり方(事業者ではない第3者が予測等)
- ・ 具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○節水・再利用・雨水等の利用

- ・ 具体的な方策
 - ・ 通常節水の実施(節水コマ、節水トイレ等の義務化)
 - ・ 雨水、中水利用の具体化
- ・ 具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○用途変更

- ・ 具体的な方策
 - ・ 水利権の実態把握のあり方
 - ・ 用途変更の可能性
- ・ 具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと
 - ・ 誰がどのようにやるのか(自治体間の用途変更)

○環境流量

- ・ 環境流量の考え方(河川維持用水との比較においてどれくらいの流量をどうやって確保するのか)
- ・ 河川管理者が行うべきこと

○水需要管理協議会

- ・ 具体的な方策
 - ・ 河川管理者をバックアップする民間の組織

○順応的な水需要管理

- ・ 具体的な方策
 - ・ 具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○その他

- ・ 水需要の効率化(料金政策、水圧コントロール、漏水、ダムの操作規則等)

(3) 安定供給と水需要管理

(4) 安全、安心と利水

(5) 提言具体化に際して実態把握等に必要な資料(河川管理者に提供頂きたい資料等)

- ・ 淀川水系の全体の水収支を示す資料
- ・ 水需要の実態(取水量)と需要予測の関係(現状)
- ・ 水需要の実態(取水量)と水利権(上水、工水、農業用水)について(現状)
- ・ 提言で示した内容について河川管理者から見た、できること、できないことの区別

これまで開催された会議等について

第2回利水部会(平成15年3月27日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
		第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/14(土)	第17回	H14/12/12(木)
		第20回	H14/12/14(土)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H14/2/24(月)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

利水部会委員リスト

2003.3.27現在

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	池淵 周一 (部会長)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会 治水部会
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会 治水部会
3	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 住民参加部会
4	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 住民参加部会
5	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 環境・利用部会
6	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会 住民参加部会
7	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
8	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 環境・利用部会
9	榎村 久子 (部会長代理)	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 環境・利用部会
10	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 環境・利用部会 治水部会
11	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	琵琶湖部会 住民参加部会

第1回利水部会 利水部会以外の参加委員

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会 環境・利用部会
2	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会 住民参加部会

第2回利水部会 利水部会以外の参加委員

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
-	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会 治水部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

●第1回利水部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		L1-A
資料1	淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)	L1-B
資料2	テーマ別部会について	L1-C
資料3-1	「淀川水系河川整備計画原案」の構成(案): 河川管理者からの提供資料	L1-D
資料3-2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答: 河川管理者からの提供資料	L1-E
資料3-2-2	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答 (パワーポイント資料): 河川管理者からの提供資料	L1-F
資料3-2-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」委員からの 質問と回答: 河川管理者からの提供資料	L1-G
資料3-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討に あたっての論点(案)について	L1-H
資料4	2月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	L1-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	L1-J

●第2回利水部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		L2-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	L2-B
資料2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の 論点について	L2-C
資料2-1補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点 について 参考資料(各委員からの論点等に関する意見)	L2-D
資料2-2	「提言(030117版)」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第1稿)」の比較資料	L2-E
資料5	自治体説明・意見収集状況: 河川管理者からの提供資料	L2-F
資料6	3月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	L2-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	L2-G

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名または居住地とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会

利水部会ニュース No.1-2

2003年5月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。